

宮城県障害者権利擁護センターについて

1 目 的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）が平成24年10月1日から施行されたことに伴い、法第36条第1項の規定により宮城県障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待に関する通報等に対応するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、障害者及び養護者の支援等を行う。

2 開設日 平成24年10月1日

3 委託先 一般社団法人 宮城県社会福祉士会
(住所：仙台市青葉区三条町10-19)

4 連絡先

電 話：022-727-6101

ファックス：022-727-6102

5 実施体制

- (1) 社会福祉士の資格を有する職員を配置
- (2) 午前9時から午後5時まで開所（土日祝日及び年末年始を除く）し、時間外は留守番電話とファクシミリにより、通報等への対応可能な体制を確保

6 業務内容

- (1) 使用者による障害者虐待による通報又は届出を受理すること。
- (2) 障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- (3) 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (4) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集、分析及び提供すること。
- (5) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- (6) その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

7 県の役割

宮城県障害者権利擁護センターと連携し、次の業務を行う。

- (1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ・ 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者自立支援法に規定する権限の行使
 - ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表
- (2) 使用者による障害者虐待
使用者による障害者虐待に係る事項の宮城県労働局への報告
- (3) その他
市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助